

令和2年8月27日

各報道機関 御中

国立大学法人山梨大学
株式会社NTTドコモ

国立大学法人山梨大学・株式会社NTTドコモ
「非常災害時における土地建物等の使用に関する覚書」の締結について

国立大学法人山梨大学と株式会社NTTドコモは、近隣地域において非常災害の発生が予想される場合、または発生した場合に、携帯電話の迅速かつ確かな復旧対策の構築及び非常災害の復旧のための災害対策車両等の拠点を山梨大学構内に設置し、相互連携と協働により地域社会に貢献することを目的として、このたび、「非常災害時における土地建物等の使用に関する覚書」を締結することとなりました。

つきましては、下記により締結式を行いますので、取材方よろしくお願い致します。

記

日 時 令和2年9月1日（火）14時～
場 所 山梨大学 甲府西キャンパス
大学本部棟5階第一会議室（甲府市武田4-4-37）
出席者 国立大学法人山梨大学 島田 眞路 学長
株式会社NTTドコモ山梨支店 豊田 等 支店長

※記念写真撮影後に質疑応答を予定しています。

具体的な取り組み

- 非常災害時の連携・協働による地域社会貢献
- 非常災害の復旧のための災害対策車両等の拠点
- 災害復旧のための設備・備品の相互活用

添付資料

- 覚書
- 参考資料

<問い合わせ先>
山梨大学総務部総務課長 石原 昭
TEL：055-220-8002
株式会社NTTドコモ山梨支店
ネットワーク部エリア品質担当課長 廣田 純一
TEL：055-236-1321

非常災害時における土地建物等の使用に関する覚書



国立大学法人山梨大学



株式会社NTTドコモ

非常災害時における土地建物等の使用に関する覚書

国立大学法人山梨大学（以下「甲」という。）と株式会社NTTドコモ（以下「乙」という。）は、甲の土地建物等の使用に関し、次のとおり、覚書を締結する。

（使用物件）

第1条 甲は、自らが所有する次の「物件表示」記載の土地、建物等の一部（以下「本物件」という。）及び本物件内の事務備品等の諸設備（以下、本物件と合わせて「本物件等」という。）を乙に無償で使用させるものとする。

＜物件表示＞（別添図示）

所在地 : 山梨県甲府市武田4丁目4番37号

施設名称 : 国立大学法人山梨大学

使用範囲 : 別紙1「借用施設の概要」記載の土地建物及び事務備品等のうち、甲が使用を許可するもの。

（使用目的）

第2条 乙は、本物件の近隣地域において非常災害の発生が予想される場合または発生した場合に、携帯電話の迅速かつ的確な復旧対策の構築及び非常災害の復旧（以下「災害復旧」という。）のための災害対策車両等の基地の設置を目的として、本物件等を使用するものとする。

（遵守事項）

第3条 乙は、本物件等を、善良なる管理者の注意をもって使用するものとし、本物件等の毀損、汚損等の防止に努めるものとする。

（使用の申請等）

第4条 乙は、本物件等を災害対策車両等の基地として使用するときは、事前に甲に対しあらかじめ定められた様式（別紙2）の書面により申請するものとする。ただし、書面による使用申請ができない場合は、口頭等で要請した後、速やかに定められた様式の書面を提出するものとする。

2 前項により申請があったときは、甲は直ちに協議し、使用を認める場合は、乙に対し、使用許可を行うものとする。

（使用方法）

第5条 乙は、前条において使用が認められ本物件等を使用する場合は、甲が別に使用を許可した他機関等と協議のうえ、それぞれの使用範囲等を定めるものとする。

2 乙は、本物件に災害復旧のための設備を設置する場合は、甲と協議のうえ、自己の責任

と負担において、設置できるものとする。

- 3 甲は、乙が設置した災害復旧のための設備・備品の一部を、乙と協議のうえ、利用できるものとする。

(使用期間)

第6条 本物件等の使用期間は、乙が第4条の使用許可を受けた日から、災害復旧が完了した日までとする。

- 2 前項の期間内であっても、甲が本物件等の使用中止または使用範囲の変更等を必要と判断した場合は、乙に要請することができるものとし、乙はこれに従うものとする。

(諸費用の負担)

第7条 乙は、本物件等の使用期間中に、乙の業務にかかる諸費用を甲が負担した場合は、これを補填するものとする。

(保全)

第8条 乙は、本物件等の使用に関して、事故、問題等が発生したときは、直ちに甲に通知のうえ、自らの負担と責任において改善措置を実施するものとし、甲に迷惑を及ぼさないよう努めるものとする。

(立入権)

第9条 乙が本物件等を使用している際に、甲またはその関係者が本物件等を管理する上で本物件に立入る必要が発生した場合は、乙はこれに協力しなければならない。

- 2 甲またはその関係者が前項により本物件に立入った場合は、甲は本物件等の点検及び適宜必要な措置等を講ずることができるものとする。

(報告)

第10条 甲は、本物件等の使用状況等について、乙に対し報告を求めることができるものとし、乙は、速やかにこれに応じるものとする。

(損害賠償)

第11条 乙は、本物件等の使用に関し、乙（従業員・委託先・応援の他事業者を含む。）の故意または過失により甲または第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

(明け渡し・設備等の撤収)

第12条 乙は、本物件等の使用を終了したときは、本物件に持ち込んだ設備等の一切を撤収し、本物件等の原状に復して明け渡すものとする。

(連絡体制)

第13条 甲及び乙は、この覚書を円滑に施行するため、非常災害時における連絡先及び連絡方法等の連絡体制（別紙3）を整備し、あらかじめ相手方に報告するものとする。

- 2 甲及び乙は、前項の連絡先及び連絡方法等に変更があった場合は、速やかに相手先に報

告する。

(守秘義務)

第14条 甲及び乙は、本覚書に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本覚書の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(有効期間)

第15条 本覚書の有効期間は、覚書締結の日から2年間とする。ただし、甲または乙から、期間満了2カ月前までに書面による別段の意思表示がない場合は、本覚書を更に2年間有効とし、以後も同様とする。

(協議事項)

第16条 甲及び乙は、本覚書に定めない事項及び本覚書の各条項の解釈について疑義が生じたときは、民法その他の法令及び一般慣習に従い、互いに信義誠実の原則をもって協議のうえ、解決するものとする。

以上、本覚書締結の証として、本書を2通作成し、甲、乙各自記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 2年 9月 1日

甲 山梨県甲府市武田4丁目4番37号
国立大学法人山梨大学

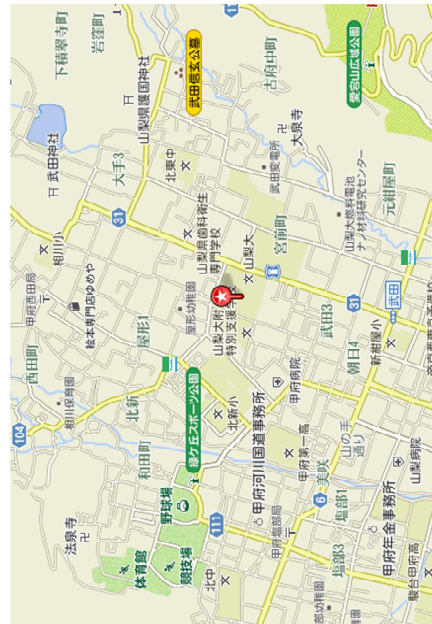
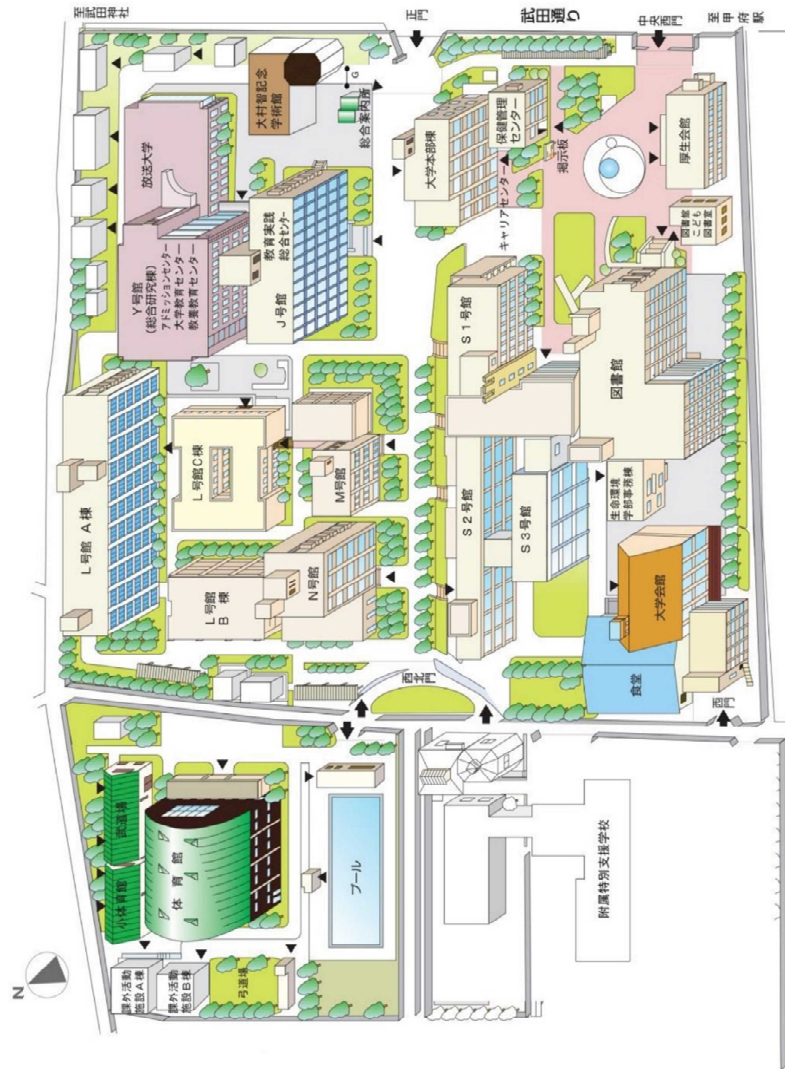
学長

乙 山梨県甲府市丸の内2丁目31-3
株式会社NTTドコモ 山梨支店

支店長

借用施設の概要

別紙1 (第1条関連)



山梨大学 (甲府キャンパス)

〒400-8510

山梨県甲府市武田4丁目4-37

様式（別紙2）（第4条関連）

駐車利用許可申請書

年 月 日

国立大学法人山梨大学長 様

株式会社 NTT ドコモ

所属

氏名

印

非常災害の発生が予想される場合または発生したため「非常災害時における土地建物等の使用に関する覚書」に基づき、次の通り申請します。

目的

利用期間

車輛番号（台数）

連絡先

担当課名

担当者名

電話番号（携帯電話）

FAX番号

メール

備考

NTTドコモでは昨今の地震・台風等の被災が甚大化しており通信環境の速やかな復旧活動が急務となっております。

山梨県においても被災した際の復旧に当たっては、各地域からの支援車両等が多数来ることが予想され、保管場所について課題となっていました。

今回、県内有数の広さ、災害想定地区外である山梨大学様と地域貢献を踏まえ前向きに検討頂いたことから今回の締結に至りました。

東日本大震災時の災害復旧拠点（災害対策車両の駐車スペース）



移動電源車

